

次のとおり制限付き一般競争入札を実施しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び半田市財務規則（昭和46年半田市規則第11号）第155条の規定に基づき公告します。

令和6年6月26日

半田市長 久世 孝宏

1. 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 青山中学校校舎等防水改修工事(週休2日)
- (2) 工事場所 半田市青山五丁目6番地の1
- (3) 工事概要 防水工事
 - 防水改修工事 一式
 - ウレタン塗膜防水 2242.0 m²
- (4) 工 期 令和6年7月25日から令和6年12月11日まで
- (5) 予定価格 金64,350,000円
(消費税及び地方消費税相当額を除いた金額)
- (6) 最低制限価格 有

2. 入札方法

- (1) 本入札は、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行なわなければならないものとし、電子入札システムは、以下のポータルサイトにアクセスして使用する。

<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

- (2) 入札の実施、また入札方法の詳細については、半田市制限付き一般競争入札実施要綱、半田市電子入札実施要綱及び半田市競争入札参加者心得書によるものとする。

3. 競争参加資格

本入札に参加できる者は、次の各号に定める要件を全て満たしていること。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、防水工事について建設業の許可を受けている者で、半田市の当該工事における競争入札参加資格者であること。
- (2) 建設共同企業体でないこと。
- (3) 半田市内に本店、支店又は営業所登録を有する者で、当該支店又は営業所に契約締結の権限を委任された代理人を置いている者であること。
- (4) 審査基準日が入札参加申請日前1年7か月以内、かつ最新の経営規模等評価結果通知書の防水工事に係る総合評定値が700点以上であること。
- (5) 入札参加申込書の提出日から当該工事の落札決定までの間、半田市指名審査等事務取扱要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (7) 建設業法に基づき現場代理人、主任技術者及び監理技術者を適正に配置できること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、当該申立てがなされなかった者とみなす。
- (9) 平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に、半田市が発注した工事で、1件当たりの契約金額が3,500万円以上の防水工事について、元請として完了した実績または、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に、半田市が発注した工事で、1件当たりの契約金額が3,500万円以上の防水工事を含む建築一式工事を元請として完了した実績を有していること。

なお、共同企業体の構成員としての実績については、出資比率が20%以上の工事に限るものとし、出資比率に応じて算定する。

4. 設計図書類の配付等

(1) 配付

ア 期 間 令和6年6月26日（水）から令和6年7月17日（水）までの
電子入札システム利用可能時間

イ 場 所 あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における入札情報

サービスサブシステムに掲載の電子データをダウンロード。

(2) 質問受付及び回答

ア 受付日時 令和6年7月5日（金）午後5時まで

イ 受付場所 半田市役所 建設部建築課

ウ 受付方法 質問書（A4サイズ様式自由）を建築課のメールアドレスに添付ファイルで送付すること。（注）他の方法による質疑は受けない。

また、件名は「青山中学校校舎等防水改修工事（週休2日）【〇〇】」（【〇〇】は提出企業名）とすること。

建築課メールアドレス (kenchiku@city.handa.lg.jp)

エ 回 答 質問に対する回答は、令和6年7月9日（火）に入札参加者にメールで回答するものとする。

5. 参加申込書の提出

入札に参加を希望する者は、次により申込書を提出しなければならない。期間内に申込書を提出しない者は、本入札に参加することができない。

(1) 期 間 令和6年6月27日（木）の午前9時から令和6年7月4日（木）の午後5時までの、電子入札システム利用可能時間

(2) 方 法 電子入札システムにより入札参加申込書に必要事項を入力して、制限付き一般競争入札参加申請確認資料（以下「確認資料」という。）を添付ファイルとして提出する。

確認資料は、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）における入札情報サービスサブシステムに掲載のファイルを使用し、工事名、企業名をファイル名とすること。（「青山中学校校舎等防水改修工事（週休2日）【〇〇】」〇〇は提出企業名）とすること。

(3) そ の 他 申請内容を証明する書類等については、必要に応じ別途提出を求めるものとする。

6. 入札書及び工事費内訳書の提出

(1) 期 間 令和6年7月16日（火）の午前9時から令和6年7月17日（水）の午後5時までの、電子入札システム利用可能時間

(2) 方 法 電子入札システムにより必要事項を入力して、工事費内訳書を添付ファイルとして提出する。

工事費内訳書は、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）における入札情報サービスサブシステムに掲載のファイルを使用し、

工事名、企業名をファイル名とすること。（「青山中学校校舎等防水改修工事(週休2日)【〇〇】」 〇〇は提出企業名）

- (3) 入札金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札回数 1回

7. 開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年7月18日（木） 午前9時15分
(2) 場 所 半田市役所 入札事務室（3階）

8. 入札保証金

半田市財務規則（昭和46年半田市規則第11号）第158条第1項第3項の規定により免除する。

9. 入札の無効

半田市財務規則第157条の規定に該当する入札は、無効とする。

10. 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者として入札参加資格を確認した上で落札者を決定する。なお、最低の価格をもって入札した者が複数いた場合は、くじにより落札候補順位を決定する。
- (2) 落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで次順位の低価格をもって入札した者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとする。
- (3) 落札候補者及び指示された順位までの入札者は、開札日の翌日正午までに事後審査に必要な書類を直接持参し提出すること。

ア 提出場所 半田市役所 総務部総務課

イ 提出書類 入札参加申込時に提出した確認資料に記載した施工実績工事について、財団法人日本建設情報センター（J A C I C）の工事実績情

報サービス（CORINS）における登録内容確認書又は工事契約書の写し

配置予定技術者について、技術検定合格証明書の写し、本入札に該当する工事業の監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し

その他指示する書類

(4) 落札者決定日は、令和6年7月19日（金）を予定する。

11. 契約保証金

半田市財務規則第177条の第1項第3号の規定により免除する。

12. 契約の時期

落札者は、落札決定後、本契約を締結する。

13. 支払条件等

半田市財務規則第68条の2の規定に基づく前金払及び中間前金払並びに第197条の規定に基づく部分払をする。ただし、中間前金払と部分払については、契約時にどちらかを選択するものとする。

14. 週休2日制工事

本工事は、発注者指定型の週休2日制工事とする。週休2日の確保、取組内容、週休2日の取得に要する費用の計上（補正率、補正方法等）等は、「半田市建築工事における週休2日制工事実施要領」及び「建築工事における週休2日制工事の実施に係る積算方法の運用について」によるものとする。

なお、本工事の予定価格は、4週8休以上の達成を前提とした補正率を適用し算出しているため、当該入札においては、4週8休以上の達成を前提として補正した金額により入札すること。

15. その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 現場説明会は、実施しない。
- (3) 入札及び契約事務に関する法令、半田市の規則及び要綱等を遵守すること。特に、入札談合等で法令に違反すると、当該事業者及び共同した事業者は、排除措置命令や課徴金納付命令が出されるほか、刑事罰、損賠賠償、指名停止措置等を受けるこ

とになります。

(4) 問い合わせ先

(入札に関する事)

半田市役所 総務部総務課

住所 〒475-8666 半田市東洋町二丁目1番地

電話 0569-84-0614

(公告内容に関する事)

半田市役所 建設部建築課

住所 〒475-8666 半田市東洋町二丁目1番地

電話 0569-84-0750